

農業経営収入保険の保険料を一部補助します

～収入保険加入推進支援事業～

燃料や農業用資材価格の高騰など、農業経営リスクの予測が困難な状況を踏まえ、令和 5 年度を責任期間とする収入保険に新たに加入する農業者が負担する保険料を助成します。

1 概要

収入保険に新規加入する農業者（個人、法人）に対して、加入者が負担する保険料（掛捨て部分）の一部を補助

2 補助対象者

次に示す保険期間の収入保険に新たに加入する者

（1）個人：令和 5 年を保険期間とする収入保険

（2）法人：令和 4 年 6 月から令和 5 年 5 月までに保険期間が開始する収入保険

3 補助の内容

新規加入者が負担する保険料（掛捨て部分）の 2 分の 1

4 申請（募集）開始時期

令和 4 年 6 月 1 6 日（木）から

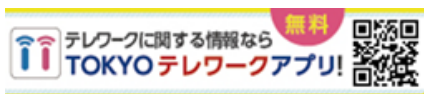
5 申請要件

東京都に住所を有し青色申告を行っている農業者

6 申請先、問合せ先

申請方法や必要書類のほか、収入保険の加入要件や補償内容等については、下記までお問い合わせください。

東京都農業共済組合 <http://nosai-tokyo.jp/>



【問合せ先】 本事業に関すること : 産業労働局農林水産部農業振興課
電話 03-5320-4816
収入保険に関すること : 東京都農業共済組合事業課
電話 042-381-7111